◇**防衛省組織令等の一部を改正する政令**（政令第九一号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　装備施設本部の企画調整課及び品質管理課を廃止して新たに調達企画課及び企業調査課を新設することとした。（第一八五条、第一八九条及び第一九一条関係）

2　装備施設本部総務課、原価管理課、電子音響課、通信電気課、誘導武器課、需品課、武器課、機械車両課、艦船課、航空機第一課、航空機第二課、輸入調達課及び調査研究室の所掌事務を改めることとした。（第一八六条、第一九〇条、第一九二条～第二〇一条及び第二〇三条関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　自衛隊教官俸給表の適用範囲の区分を改めることとした。（第三条関係）

2　特殊勤務手当に関し、対空警戒対処等手当及び分べん取扱手当の新設等を行うこととした。（別表第五関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

被服の無料貸与に関する経過措置を改めることとした。（附則第二条関係）

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国勢調査令の一部を改正する政令**（政令第九二号）（総務省）

1　調査事項の一部を削ることとした。（第五条関係）

2　調査の方法及び報告の方法の一部を改めることとした。（第九条及び第一〇条関係）

3　市町村長はその職員に必要な場所への立入り及び関係者への質問を行わせることができることとした。（第一三条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第九三号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察庁組織令の一部を改正する政令**（政令第九四号）（警察庁）

1　長官官房参事官のうち設置期限が定められているものの当該設置期限を延長することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九五号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として過疎地域等自立活性化推進交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九六号）（財務省）

1　エネルギー需給構造高度化対策として、非化石エネルギーを利用する設備の設置の促進のために行う調査等に要する費用に充てるための分担金の支出に係る規定の整理を行うこととした。

2　電源利用対策として、原子力発電施設等又は加工施設の利用の促進又は安全の確保に関する調査に要する費用に充てるための拠出金の拠出に係る規定の整理を行うこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第九七号）（内閣府本府）

1　株式会社企業再生支援機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の限度額を三兆円に引き上げることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**土地改良法施行令等の一部を改正する政令**（政令第九八号）（農林水産省）

一　土地改良法施行令の一部改正関係

1　農業用用排水施設の管理を行う国営土地改良事業に係る都道府県の負担金の額を引き下げることとした。（第五二条関係）

2　都道府県営土地改良事業等に要する費用のうち事務費に係る国の補助を廃止することとした。（第七八条関係）

3　都道府県が米穀の生産の転換を図るために必要な排水施設の新設等を行う事業について、申請要件の特例の期限を延長することとした。（附則第三項関係）

二　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部改正関係

都道府県等が行う農地等に係る災害復旧事業に要する費用のうち工事雑費及び事務雑費に係る国の補助を廃止することとした。（第二条関係）

三　森林法施行令の一部改正関係

都道府県が行う保安施設事業に要する費用のうち事務費に係る国の補助を廃止することとした。（第六条関係）

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九九号）（金融庁）

一　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正関係

預金保険機構の金融再生勘定における預金保険機構による借入金及び債券発行の限度額を三兆円とすることとした。（第一三条関係）

二　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正関係

預金保険機構の被害回復分配金支払勘定における預金保険機構による借入金の限度額を三億三、〇〇〇万円とすることとした。（第一条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一〇〇号）（厚生労働省）

1　都道府県労働局に置かれる紛争調整委員会の委員の人数の上限を、「二七人」から「三六人」に改めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇一号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万六、六〇〇円とすることとした。（第一一条関係）

2　法第五四条第二項第一号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の六六円五三銭から六五円四五銭に改めることとした。（第三四条関係）

3　法第五四条第二項第二号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の一、七三一円八一銭から二、二〇七円九四銭に、改正前の一、一七一円五二銭から一、四九三円六一銭に、改正前の一、〇六九円六五銭から一、三六三円七三銭に、改正前の一、〇一八円七一銭から一、二九八円七九銭に、改正前の七六四円三銭から九七四円九銭に、改正前の一一三円一九銭から一四四円三一銭に、それぞれ改めることとした。（第三四条及び別表第五関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。
